

論文

マックス・ヴェーバーにかかわる二つの人事の実相(3)

——フライブルク大学移籍とハイデルベルク大学正嘱託教授案件——

野 崎 敏 郎

〔抄 録〕

アルトホフは、ベルリン大学私講師アーロンスを、その政治活動を理由として罷免しようとして、そのために、同大学法学部にラーバントを招聘しようとするが、ベルリン大学教授陣は団結してこれを阻止する。ラーバント招聘までのつなぎ役の役割を与えられていたヴェーバーは、この対立構図を知らされないままベルリンを離れることになるが、後年、アーロンス事件について問題提起をおこなう。一方、ドイツ諸大学は、アルトホフ支配の問題もあって、教員の待遇に大きな問題を抱えていた。ベルリンとフライブルクにおけるヴェーバー自身の待遇も劣悪であり、その過重負担は、後に彼の深刻な心身の疾患を引きおこす主因となる。

キーワード：大学の自治、ドイツの大学行政、ヴェーバー、アルトホフ、アーロンス

Ⅲ アルトホフ体制とベルリン大学の問題状況

——アーロンス事件を中心に——

フライブルク移籍妨害事件とアーロンス事件

『マックス・ヴェーバー全集』編集部による書簡日付の訂正、同編集部の調査によって新たに判明した事実関係、『大学人ヴェーバーの軌跡』刊行後の筆者自身による追加調査を踏まえ、今回再考証した結果、ヴェーバーのフライブルク移籍にたいするアルトホフの異様な妨害工作の実態が、疑う余地なく明白になった。筆者は同時に、この再考証作業のなかで、ひとつの重大な問題状況に気づいた。それは、アルトホフによるラーバント招聘工作が、アーロンス事件と直接連動しているという事実である。

既述のように、アルトホフは、病気休職中のゴルトシュミットが担当していた商法等の講義を、当面（一時的に）ヴェーバーに肩代わりさせ、そのあいだに、ラーバントをゴルトシュミ

ットの後任としてベルリン大学法学部に招聘するため、法学部教授陣を懐柔しようとしていた。アルトホフには、ヴェーバーを将来にわたってベルリン大学法学部に勤務させるつもりなど——当然にも——まったくなく、遅かれ早かれ、ラーバント招聘に成功すれば、ヴェーバーをプロイセンの他の大学（たとえばマールブルク大学）に員内准教授として転任させる肚であった。では、アルトホフは、本稿でこれまでみてきたような強引な手法によって、ラーバントのベルリン招聘に、なぜそうまで執着しつづけているのであろうか。

事実を再度確認しておく、1894年10月の文相ボッセによる正式の意思表示にもかかわらず、ベルリン大学法学部教授陣による強硬な反対のため、ラーバント招聘は実現しなかった。翌1895年にヴィルヘルム・カールが招聘されているが、それはラーバント招聘の断念を意味するのではなく、ラーバント招聘よりも先に、当面法学部に必要な教員の補充をしたまじで、アルトホフはラーバントに釈明している (Laband 1980: 98 f.)。カールは別のポスト⁽⁵²⁾に就けられたのであって、ゴルトシュミットのポストは（来るべきラーバント招聘のために）空けているのだが、その後もアルトホフの画策が奏功することはなかった。

アルトホフ=ラーバント同盟とベルリン大学法学部とのあいだのこの鋭い対立は、以下のように、このときアルトホフと法学部とのあいだで生じていた別の問題案件——アールونس事件——に目を向けたとき、その構図がはっきりとみえてくる。

アールونس事件とラーバント招聘計画の経緯

物理学者レーオ・アールونسは、1889年にベルリン大学物理学研究所の助手になり、翌年、同大学哲学部で教授資格を（再）取得し、私講師としても勤務するようになった。この頃彼は政治活動に積極的にコミットし、社会民主党に入党した。哲学部は、1892年5月14日に、アールونسを員外准教授に昇任させるようプロイセン文部省に提案するが、この提案は二年にわたって放置された⁽⁵³⁾。この間、アルトホフは、アールونسにたいする対応策を考えていた。昇任を提案したのは哲学部だが、もしも文部省がこれを却下し、逆にアールونسの追放を画策すると、法学部も黙っていないだろうと予測される。そこでアルトホフは、アールونس追放を実現させるため、法学部内に、自分の要望を容れてくれる教授を配属しようと企て、病に倒れたゴルトシュミットの後任として、ラーバントを招聘することを思いついたのである。

すでにみたように、ラーバント招聘とヴェーバーの処遇とは最初から連動している。アルトホフは、バーデン側からヴェーバーへの働きかけを、デマ情報流布などの奸計によって退ける一方で、ラーバント招聘をベルリン大学法学部に認めさせようと努めた。そして1894年3月に、アルトホフとラーバントは、正教授として法学部に着任するという条件で、最終的に合意した。そこで同年5月5日に、文相ボッセは、アルトホフと計らって、二年前に哲学部から出されていたアールونس昇任提案を却下し、逆に、アールونسが社会民主党の活動をおこなっていることについて尋問することを求め、また彼の私講師資格を剥奪できないかと哲学部に圧

力をかける (Huber 1969/94: 953)。このときベルリン大学の教授たちは、官吏でない私講師を官吏として懲戒するという荒唐無稽な企てを知って驚愕した。また私講師は、学部によって教授資格を認められ、学部によって任用されている存在であって、ボッセ要求は学部自治を侵犯するものである。こうしてアーロンス問題が表面化し、事件化した。

このときヴェーバーがこの問題を察知したか否かはいまのところ確認できていない。ヴェーバーは哲学部に所属しておらず、また員内准教授は教授会の構成員でなく、大学運営にかんしては事実上部外者なので、文部省と哲学部とのあいだに生じた緊張について知る立場になかった。法学部の教授陣は、私講師の地位と処分の妥当性について、哲学部から意見を乞われたと思われるが、彼らにとって、このときすでにベルリンを去ることが決定しているヴェーバーにたいして、この問題について知らせる理由がなかった。

同年10月に、ボッセがラーバントに正式に就任要請状を送付するが、これにたいして、法学部教授陣とともに哲学部のシュモラーも反対した。これは、5月のボッセ要求に直面した彼らだが、ラーバント招聘がアーロンス追放のための布石であることを見抜いたからである。

哲学部は、文相による二つの要求のうち、尋問については実施することとし、翌1895年7月25日付で、学外における政治活動が過度であるとして、アーロンスに「戒告 (Verwarnung)」を言いわたした (ebd.)。これは、学内・学部内における賛否両論の討議を経た妥協策であった。しかし一方では、この戒告処分にたいして学内に強い反対意見があった。また他方では、戒告で済ますと、その後もアーロンスをベルリン大学内に留めておくことになるから、アルトホフらはあくまでもアーロンス追放策を練った。

アルトホフらの意を受けた法学部教授パウル・ヒンシウスは、「プロイセンの諸大学における私講師にたいする懲戒」と題した鑑定書を作成し、1895年11月にこれを公表した。そこにおいて、文部大臣は、その権限をもって、学部とは別に、最終懲戒審として、「私講師にたいする媒介なしの直接の懲戒権」を行使できるものとみなされている (Hinschius 1895: 775)。

ヒンシウス鑑定にたいして、翌月ただちに、ベルリン大学の53名の学者たちによる反対声明が公表された。そこでは、「ドイツ諸大学が、その歴史的発展過程にもとづいて、たんに国家機関 (Staatsanstalten) であるのみならず、自律的自治団体 (Korporation) でもある」ことをヒンシウスが見逃していることが指摘されている。また、私講師の地位は、あくまでも学部の自治権の管轄内に置かれていることが確認され、ヒンシウス鑑定は、ドイツの大学の基本性格を知らない者の戯言として一蹴された (Jastrow 1896: 56 f.)。こうして、本来ならラーバントが引きうけていたはずの役回りを務めたヒンシウスは、同僚たちから集中砲火を浴びることとなった。

この状況から、既存の法の解釈替えによってアーロンスを追放するのは無理であり、新たに法的な対処策を採らないと、大学の自治の牙城を崩すことができないことは明らかだった。そ

ここでアルトホフらは、この頃から 1897 年にかけて、私講師懲戒法（アーロンス法）の策定に腐心し、この新法は 1898 年 6 月 17 日に成立し、翌年アーロンスは罷免される。

後年について一瞥しておくとして、こうしてアルトホフらがどうにか成立に持ちこんだアーロンス法は、アーロンス以外にひとりも適用をみることはなく、そのアーロンスは 1918 年の革命後に復権を果たし、1922 年にアーロンス法は失効し、これによって私講師の地位は公式に回復する。しかし 1933 年にナチ党が政権を掌握すると、社会民主党の支持者と目される教員やリベラル派と目される教員は迫害され⁽⁵⁴⁾、各大学の重要ポストにナチ党員教員が配属され、大学組織も改変され、新たな統制がすすめられる。ここには、かつてアルトホフが、社会民主党員のアーロンスを追放し、ラーバントを自分の側近学者としてベルリン大学に押しこもうと画策したことが、かたちを変えて再現されている。アルトホフによる数々の専断行為およびその既成事実化と、彼の敷いた路線と、彼のつくった大学支配体制とは、C・H・ベッカーの抜擢（1916 年）からヴァイマル期にかけての潜伏を経て、ナチ政権に引き継がれていくのである。

ベルリン大学法学部内の対立構図

アーロンス問題が紛糾している 1894～95 年におけるベルリン大学法学部内の対立構図を推しはかるため、1895 年 12 月の 53 名声明（ヒンシウス鑑定批判）に署名した正教授と署名しなかった正教授とを挙げる（表 4）。

表 4 53 名声明にたいする法学部正教授たちの対応

| 53 名声明に署名した法学部正教授 | 53 名声明に署名しなかった法学部正教授 |
|---|--|
| アルベルト・フリードリヒ・ベルナー ハインリヒ・ブルンナー オットー・フォン・ギールケ ハインリヒ・デルンブルク ベルンハルト・ヒューブラー ヨーゼフ・コーラー アルフレート・ベルニツェ | エルンスト・エック レヴィン・ゴルトシュミット ヴィルヘルム・カール |

(出典) Jastrow 1896: 57.

署名者 7 名にたいして、署名しなかった者が 3 名いるが、病氣療養中のゴルトシュミットは重篤で、意思表示ができなかったと思われ、彼を除くと、署名を忌避したのは 2 名である。1895 年秋にボン大学から転任してきたばかりのカールは、法学部の国法学陣容強化のためにアルトホフによって招かれており (Laband 1980: 98 f.)、カール招聘は、ラーバント招聘と同様、アルトホフによる法学部対策の一環だったとみられる。これをみると、アルトホフに協力する意思を有する法学部正教授は、エック、ヒンシウス、カールの 3 名のみであり、それだけに、アルトホフにとって、ラーバント招聘が重要な課題となっていることがわかる。

ラーバント自身が、自分のベルリン招聘に強硬に反対したとして槍玉に挙げていたのは、ヨーゼフ・コーラー、ハインリヒ・ブルンナー、オットー・ギールケ、ルードルフ・グナイスト(以上法学部)、グスタフ・シュモラー(哲学部)の5名である(ebd.: 98)。このうち、グナイストは1895年7月22日に亡くなっており、残る4名がこの声明に加わっている。53名声明とラーバント招聘反対運動とが繋がっていることは明白であり、おそらくコーラー、ブルンナー、ギールケ、シュモラーらが中心となって、この声明が作成されたのであろう。

みてきたように、当初、ラーバント招聘をめぐるアルトホフとベルリン大学法学部多数派教授陣との争いは、アーロンズ追放の狙いを隠しつつ、そのための布石を打とうとするアルトホフと、ラーバントを忌避する法学部教授陣との対立であり、基本的にプロイセン文部省とベルリン大学法学部との緊張関係にとどまっていた。しかし、1894年5月にポッセによるアーロンズ追放要求が発せられて以後は、ラーバントがアーロンズ追放のための先兵であることに気づいた法学部教授陣と哲学部教授陣とが連携し、アーロンズ追放阻止とラーバント招聘阻止とが、全学的な運動として取りくまれていくのである。

紛糾の構図とヴェーバー

1882年秋にアルトホフがプロイセン文部省に赴任するとき、ゴスラー文相にたいして、自分の管轄事項にかんして、文相の了解を必要とせず自由裁量で処理できるよう要求し、その旨合意を成立させていた(GStAPK/VI.GS-112: 76-78, 野崎敏郎2016-(2): 34頁)。彼の《豪腕》に期待した文相は、彼の恣意的な強権発動を許したのである。そして期待通り、アルトホフは、カリスマの手腕を発揮して、教員人事と大学運営に深く介入し、プロイセンの利益を図るために大学と大学教員たちとを操ることに没入した。そのさい彼にとって邪魔だったのは、教授の自由と大学の自治である。すでに注意を促しておいたように(本稿(1)注7)、アーロンズやヴェーバーは私講師であって、彼らは文部省によって任命されておらず、文部省に雇用されてもいない。彼らが所属し、任用され、服しているのは、自律的自治団体である大学の学部である。私講師の処遇は学部の自治に属する事項であり、ここにアルトホフが介入しようとすること自体が不当である。それにもかかわらずアーロンズは罷免され、ヴェーバーは他国の大学への就職を妨害された。アルトホフ体制は、教員の権利侵害と大学の自治の無視という脱法行為を不可避に招くのである。このことはまた、アルトホフの支配下で、自律的自治団体としての大学教員組織が弱体化しつつあったという危機状況をもしめしている。この点で、ヴェーバーが、ベルリン大学法学部の対応(彼らがヴェーバーを推薦しようとしなかったこと)を問題視しているという事実は注目に値する(MWGII/2: 446, 本稿(1): 57頁)。アルトホフによる支配に慣れてしまい、本来なら学部の自治権を行使すべき事項をアルトホフに丸投げしてしまっている教授たちの萎えた姿を、ヴェーバーは冷徹に批評している。これは、アルトホフ体制下の大学教員たちの問題を鋭く別るものであり、後年、ドイツ大学教員会議や

講演『職業としての学問』において展開される大学自治論と大学教員論の萌芽である。

1893年から翌年にかけて、ヴェーバーは、アーロンス事件の《前哨戦》に——それと気づかないまま——巻きこまれていた。このとき彼は、アルトホフとベルリン大学法学部との紛糾からわが身を離すことに専念し、どうにかそれに成功した。しかし、彼がフライブルクへと去った翌年の11月にヒンシウス鑑定書が公表され、それに反対する53名声明も12月に新聞紙上に公表されるにいたって、彼は、自分が巻きこまれたラーバント招聘問題とアーロンス事件とが結びついていることに気づいたと思われる。ここに第二帝政期ドイツの大学問題の縮図をみてとった彼は、後年、弟アルフレートと計らって、この事件に論及し、大学教員たちに問題提起をなしている (Verhandlungen II: 633-635, MWGI/13: 112 f.)。

第二帝政期における大学教員の過重負担

ラーバント招聘を拒否した法学部にたいする報復として、アルトホフは、ゴルトシュミットの後任を招聘せず、このポストを空席のままとした。そのため、ヴェーバーがフライブルクへと去った1894/95年冬学期以降、法学部は商法関連講義の担当者確保に苦慮し、ラーバント招聘阻止の急先鋒だったブルナー、ギールケ、コーラーらが商法関連講義を分任する⁽⁵⁵⁾。これによって、当然にも彼らの教育負担は非常に重いものになった。また1894年夏学期のヴェーバーの授業負担も重かった。彼らが担当した重要な科目を多くの学生が聴講したので、彼らの聴講料収入は非常に高いものになったが⁽⁵⁶⁾、それは、必要な教員の雇用をアルトホフが抑制し、少数の教員に過重な負担を押しつけた結果である。そうした過重負担は、ヴェーバーがバーデンに移籍した後も続き、その帰結としての過労は、彼がハイデルベルク大学に移った1897年夏に、彼に深刻な心身の疾患を引きおこす主因となる。こうした大学教員の過酷な労働実態にかんしては、プロイセンに限定せず目を向けていく必要がある。

若手研究者の隷属状況と頭脳流出

若手研究者の隷属状況については、1902年のカールスルーエ工科大学教授人事の候補になっていたゾンバルトにたいするアルトホフ (とエルスター) の妨害工作がその顕著な事例である。これについてはすでに拙著中で紹介したが (野崎敏郎 2011: 207~210 頁)、このときの口は、ヴェーバーのフライブルク移籍にたいする妨害工作と非常によく似通っており、アルトホフによる若手研究者支配を理解するために有益なので、再確認しよう。

1902年に、カールスルーエ工科大学は、ヴァルター・トレルチの後任として、ゾンバルトをその第一候補とした。これを聞きつけたアルトホフとエルスターは、ベルリン駐在バーデン公使オイゲン・ヤーゲマンにたいして、ゾンバルトの人物評と、プロイセン文部省の意向とを伝えた。ヤーゲマンの1902年2月1日付バーデン政府宛報告書 (GLA 235/4236) 中の該当箇所はすでに訳出したので (野崎前掲書: 208~209 頁)、ここでは要点のみをしめす。アル

トホフとエルスターによると、第一に、若い頃のゾンバルトは「いくらか激昂しやすい男 (etwas Brausekopf)」であり、いまも「場合によってはある種の虚栄心に駆りたてられて常軌を逸したふるまいに出ることがある」。第二に、ゾンバルトの初期の著作は社会民主主義者たちの気に入るところとなったが、その後彼はマルクス学説を批判するようになり、いまでは両者は敵対関係にある。第三に、講師としての彼の世評は高く、多くの聴講者を獲得している。プロイセン政府は、彼を正教授に任ずることに躊躇してきたが、バーデン政府に先を越されなければ、彼をボン大学の正教授に任命することを検討するだろう。アルトホフとエルスターはヤーゲマンにこう伝え、バーデンにたいして、ゾンバルトを招聘しないよう圧力をかけている。

この露骨な意思表示によって、バーデン側はゾンバルトを忌避せざるをえなくなった。ヤーゲマン報告が届けられた直後、カールスルーエ工科大学の人事関連文書から、それまで候補者リストの第一番目に挙げられていたゾンバルトの名が消える (GLA 448/2376)。しかもアルトホフは、だからといって、もちろん彼をボン大学の正教授に任命しなかった。アルトホフは、ただバーデンを操るために、架空のボン招聘話を持ちだしただけなのである。

ここにみるゾンバルトにたいする酷評と、ヴェーバーがフライブルクを「跳躍板」として利用しているだけだという事実無根の流言 (本稿 (1) : 56 頁) は、目的のために平気で若手研究者を誹謗してのけるアルトホフの態度を赤裸々にしめしている。またアルトホフは、アールロンズと同様、ゾンバルトも社会主義に傾倒していることを強調し、バーデン側が忌避するよう仕向けている。さらに、ボン大学招聘計画偽装は、1893年7月末の時点でヴェーバーのベルリン大学法学部員内准教授職就任がすでに決定しているかのような契約偽装 (本稿 (1) : 57 ~ 58 頁) と酷似している。若手研究者を誹謗し、翻弄し、彼らを意のままに動かし、虚言を弄して他の邦国の文部行政担当省を欺くという所業は、——常人にはにわかに信じがたいことだが——アルトホフにあってはありふれた《通常業務》なのである。

IV フライブルク大学移籍問題にかんする研究状況

重要な記録と研究の困難

フライブルク大学移籍問題にかんしては、とくに次の記録が重要である。

- ①ヴェーバーが1893~94年当時に記した書簡記録
- ②アルトホフ遺稿集に収録されている書簡・文書類
- ③フライブルク大学に遺されている書簡・文書類
- ④バーデン政府側に遺されている書簡・文書類
- ⑤1911年の第4回ドイツ大学教員会議におけるヴェーバーの発言、およびこれにかかわる

一連の付帯発言 (新聞記事)

⑥ラーバントが死の直前期 (1918 年) に記した回想録

⑦マリアンネ・ヴェーバーがまとめた 1926 年の伝記記述

筆者がおこなった調査の結果、この七種類の記録は完全に整合的であり、相互に矛盾がないことが判明した。ラーバント招聘計画の変更、つまり 1893 年春から 1894 年秋にかけてのアルトホフの態度の変化——試行錯誤ないし軌道修正ないし迷走——は、これらを突きあわせると、完全に理解できる。また、リアルタイムの記録 (①～④) と、ヴェーバー夫妻およびラーバントの後年の記憶 (⑤～⑦) とのあいだにも矛盾がない。

ラーバント招聘計画とフライブルク大学招聘人事とは連動しており、この両者を同時並行的に整序すること——それは本稿でおこなった——が、フライブルク移籍問題の解明にとって決定的である。この作業によってはじめて、なぜフライブルク大学招聘人事が一年以上にわたって滞ったのか、アルトホフの策動がなければ 1893 年秋にフライブルクに着任できたはずなのに、なぜヴェーバーは 1894 年秋まで待たなくてはならなかったのかが理解できる。

しかし、本稿でみてきたように、アルトホフが、重要史料を隠滅し、マヌーヴァー書簡を書いて事態をごまかし、さらにその書簡の日付を偽装するなど、目眩ましのための工作をいくつも敢行したため、この人事の実相は、長く解明されないままであった。

アルトホフ体制研究の開始

アルトホフは 1907 年に引退し、翌年亡くなる。その引退および死に寄せて、毀誉褒貶が交錯した発言が数多く新聞等に掲載され、また彼の功罪について論じられるようになる。とくにテオバルト・ツィーグラーは、『十九世紀ドイツの精神的社会的諸潮流 (第三版)』(1910 年)において、アルトホフ体制の問題性について、当時の思潮とかかわらせて踏みこんだ論及をしめしている (Ziegler 1910: 631-633)。科学研究が多額の資金を必要とするようになったことを受け、アルトホフが学術機関を組織化し、そこに潤沢な資金を投入したことを、また彼が学者たちの「気骨 (Rückgrat)」を砕き、彼らを「道徳的に墮落させた」ことを、ツィーグラーは鋭く剔った (ebd.: 633)。またマリアンネ・ヴェーバーによる夫の伝記中の記述 (1926 年) は、アルトホフによる教員支配の実態を暴露した (LB 1: 210-213, LB 2: 229-231)。

ザクセによる軽率な誤認 (1928 年)

これにたいして、短期間プロイセン文部省に勤務した経験をもつ元官僚アルノルト・ザクセは、1928 年に公刊したアルトホフ評伝中で、マリアンネの伝記記述と、ヴェーバーの 1911 年の発言とを、「誤解」と「歪曲」の産物として退けようとした。ところが、ザクセは史料分析能力を欠いており、アルトホフの書簡上の記述をそのまま事実と同一視しており、アルトホ

フが虚言を弄していることに気づいていない。そのため、ザクセは、なにかヴェーバー夫妻の主張が誤っているかのような思い込みに陥っている。とくに次の三点が問題である。

第一に、彼は、アルトホフがヴェーバーをゴルトシュミットの後任正教授に任命しようとしたかのように思いこんでおり (Sachse 1928: 111 f.)、当該案件がラーバント招聘問題と係わっていることを見過ごしている。すでに解明したように、アルトホフは、ラーバントをゴルトシュミットの後任に据えるまで、ヴェーバーに一時的なつなぎ役を命じたにすぎない。しかし、ザクセが閲覧できた少数の史料中にはこのことをしめす記述がないので、彼にはラーバント問題との関連がいっさいみえていない。

第二に、ザクセは、アルトホフとヴェーバーとのあいだで交わされた往復書簡とヴェーバー夫妻の記述とが合致しないかのように決めつけている (ebd.: 112)。実際には——これも本稿において確認したように——、往復書簡の内容は、後年のヴェーバーの発言およびマリアンネの伝記記述と合致しているのだが、ザクセにはそれがみえていない。しかもザクセは、アルトホフの1893年8月6日付(偽装)書簡を引用しているが、そのさい、この書簡の日付が偽装されていることを露呈する追伸を省略・秘匿した (ebd.: 113)。この追伸は、マリアンネの記述が正しいことをしめす決定的な証拠のひとつだから、ザクセはこれを隠さざるをえなかったものであり、彼のこの行為は卑劣と言うほかない。

第三に、ザクセは、ヴェーバーが、父マックスの議会における動静を誤認しているという点もあげつらっている (ebd.: 113 f.)。これにたいしては後年上山安敏らが反論している(後述)。

マリアンネによる反証提示 (1936年)

ザクセの本を読んだマリアンネは、当然にも反批判を企て、関連する夫の書簡を再度点検した⁽⁵⁷⁾。また彼女は、バーデンとプロイセンの当局に、該当する書簡類の利用を求めたと推察されるが⁽⁵⁸⁾、閲覧は許可されなかったのではないと思われる。

さらに悪いことに、彼女が反論のための材料集めに手こずっているあいだに、ナチ党が政権を掌握したため、彼女は、著述活動をほとんど封じられてしまう。そこで彼女は一計を案じ、とにかくヴェーバーの青年時代の書簡群を編纂して公刊し、その末尾に、フライブルク招聘問題にかんする書簡を忍びこませることにした。この計画は奏功し、彼女は、1936年秋に書簡集を刊行し⁽⁵⁹⁾、それによって、ザクセの見解が誤っていることを明示した。アルトホフから話を持ちかけられた当初、ベルリンの職務に興味をしめしていたヴェーバーが、これを忌避し、フライブルク大学への赴任のみを求めるようになったこと、これにたいしてアルトホフが、虚言をともなう奸計によってフライブルク招聘を妨害したこと、そしてヴェーバーの処遇がラーバント問題と連動していることが、ヴェーバー自身が遺した記録によってみごとに証明されており (Weber, Marianne (Hrsg.) 1936: 365 f., 369-373)、これによってザクセの珍説

は葬られた。

書簡集の序文において、彼女は、ここに集めた書簡が、「純粹に人物にたいする関心であれ、書かれている事柄そのものの観点から、つまり歴史的・政治的観点からの関心であれ、公衆が関心をもつ可能性がある」と編集者が考えたもののすべて」を含んでいると書いている (ebd.: III)。ナチ党支配下において慎重に言葉を選びながら書かれたこの文には、フライブルク移籍にさいしてなにが生じていたのかという問題に、多くの人が関心をもち、それを正確に理解してほしいという彼女の心情が滲みでている。

ビーゼンバッハの調査記録 (1969年)

フライブルク大学における経済学領域の発展過程を考究したフリートヘルム・ビーゼンバッハは、同大学とバーデン文部省の招聘活動にたいして敢行されたアルトホフによる妨害工作に言及し、1893年7月26日付母ヘレーネ宛書簡(本稿(1):55~56頁に訳出済)の記述をいくらか改変して、つぎのように説明している (Biesenbach 1969: 443)。

しかしながら、彼 [=ヴェーバー] の招聘は、当時プロイセン文部省の大学局長だったフリードリヒ・アルトホフの介入 (Intervention) に遭って [いったん] 挫折した。アルトホフは、この有能な講師をプロイセンに留めようと画策し、プロイセンにおいて輝かしい法学系の栄達がすぐ目の前に用意されているので、あたかもヴェーバーが、なにかフライブルクをたんに「跳躍板」とみなしているだけであるかのように、したがってフライブルク招聘は彼にとって「意味がない」かのように記した通知を、バーデンの局長 [=アルンスペルガー] に送りつけた。

ビーゼンバッハは、この1969年の著作中で、1936年にマリアンネが編んだ書簡集と、フライブルク大学に遺されている哲学部関連史料とを突きあわせ、事態を正確に把握している。1893年夏の時点で、バーデン側の招聘活動がいったん挫折した原因が、アルトホフによる虚偽宣伝などの「介入」にあったことを、ビーゼンバッハは疑問の余地なく明示している。

上山安敏らの功績 (1968~79年) とその後

ビーゼンバッハの仕事と同じ頃、上山安敏もまたこの問題の考証を企て、ザクセの臆断を退け、——アルトホフとアルンスペルガーとの確執を十分認識していないものの——かなり正確な理解に到達した。上山は、この人事において、ラーバントを招聘しようとするアルトホフと、それを阻止しようとするベルリン大学法学部の双方が、ヴェーバーを「道具」として使おうとしているという構図を明晰に描いた (上山安敏 1978: 36~38頁)。上山はまた、教授人事を、文部官僚による大学支配の典型的な事象として捉え、アルトホフによる自治の形骸化に

よって、学部推薦権が鑑定的性格のものへと変質させられたこと、その鑑定的理論の積極的な援護者がほかならぬラーバントであったことを指摘した。そしてアルトホフが、「秘密の交換証書」をはじめとする数々の手段によって、とりわけ若い教員たちをみずからに隷属させたことを鋭く剔った(上山安敏 1968 (5): 32~39 頁)。また上山らは、父マックスの議会にかんする動静にかんするザクセの記述(前掲)にたいして、『日刊展望 (Tägliche Rundschau)』の記事を点検して反論し、ザクセの論難を退けている(上山安敏他編 1979: 110~111 頁)。

上山らの仕事は、『ドイツの大学問題とヴェーバー』という重要なテーマにかんして、基礎資料を発掘・訳出・紹介し、そこに——じつに丹念な調査にもとづく——注解を付し、十九~二十世紀大学史のなかにヴェーバーの思想と闘争を位置づけたという点において、画期的な意義を有している⁽⁶⁰⁾。

今野の錯誤、野崎の批判、『全集』書簡編の刊行 (2007~17 年)

今野元は、上山らの業績をきちんと読んでいないらしく、ラーバント問題や当時のドイツの大学事情を無視し、ヴェーバーが、フライブルクとベルリンとの二股状況をつくり、それによって最大限の利益を引きだしたかのような空想をつくりあげた(今野元 2007: 154 頁)。

そこで野崎は、今野の錯誤を指摘し、アルンスベルガーとアルトホフとの確執を中心として、重要な付帯事情を明らかにしたうえで、この人事紛糾の基本構図を解明した(野崎敏郎 2011: 18~37 頁)。また、阿閉吉男・佐藤一郎(『青年時代の手紙』の訳者)の誤訳を指摘し、1893年7月26日付母ヘレーネ宛書簡の正確な解釈をしめした(野崎敏郎 2016: 364~366, 406~407 頁)。そしてその直後、『マックス・ヴェーバー全集』書簡編の該当巻が刊行され(2017年)、この問題にかんする基礎資料がまとめて提供されたことによって、アルトホフによる就職妨害の実態がひろく研究者に知られるようになり、ザクセ説も今野説も完全に雲散霧消した。

ところが、今野は、これらの資料のうち、ヴェーバーが紛糾の源であるかのような自説に使えそうな箇所——実際には今野説を裏づける資料は皆無なのだが——だけを取りだし、そこに恣意的な曲解を施し、ヴェーバーが「二股」によって「最大限の利益を引き出した」という空想にいまもしがみついている(今野元 2020: 131 頁)。また、上記ヘレーネ宛書簡を依然として理解しておらず、こともあろうに、アルトホフが流した「跳躍板」という事実無根のデマ(作り話)を、ヴェーバーが「内々で漏らした本音」「マリアンネに打ち明けていた本音」であるかのように強弁している(前掲書: 45, 131 頁)。あまりにも致命的な錯誤である。

もしもマリアンネが、この書簡から、当時婚約者マックスがフライブルクを「跳躍板」として利用しようとしており、しかもその「本音」を自分にたいして打ちあけていた(!)という意味を——今野のように——読みとったのなら、彼女はそもそもこの書簡を公刊しようとはしなかったはずである。わかりきったことだが、マリアンネは、この書簡を、アルトホフが企て

マックス・ヴェーバーにかかわる二つの人事の実相 (3) (野崎敏郎)

た奸計の有力な証拠のひとつだからこそ書簡集に掲載したのである。実際、1936年に公刊されてから現在にいたるまでの85年間、ビーゼンバッハと上山安敏をはじめとして、この書簡を読んだ多くの人々は、この紛糾の原因が、この作り話をはじめとするアルトホフの「介入」にあり、その責任がアルトホフにあることを正確に理解している⁽⁶¹⁾。ところが今野のみは、アルトホフの荒唐無稽な作り話が事実そのものだといまなお信じこんでいるのである。

V 十九世紀末ドイツの大学事情と今野説の不可能状況

ドイツの大学事情とヴェーバー——誤読・誤認を防ぐために——

今野の陥った事実誤認のかなりの部分は、ヴェーバーと十九世紀末のドイツの大学にかかわるさまざまな付帯状況を彼が知らないことから生じている。そこで、まず今野の誤認事案三つを以下に点検し、最低限知っておかなくてはならない基本的な事実関係を整理しておく。

V-1 三つの誤認事案

①ベルリンに惹かれているのはヴェーバーではなく婚約者である

今野は、ヴェーバーが、フライブルクへの赴任を希望しながら、その後ベルリンへの帰還を期待していたかのように述べている(今野元 2020: 43 頁)。その論拠とされているのが、1893年6月20日付婚約者マリアンネ宛書簡である。該当箇所をみよう(MWGI/2: 406 f.)。

ところで、もうひとつ重要な——でもさしあたり内密にしておく——報せがある。僕は、フライブルク大学哲学部からの依頼で、国民経済学正教授としてのフライブルク招聘を受諾する契約をする気があるかどうかと問われた。僕はすぐに回答しなくてはならなかった。君に話したらどう言うだろうかと思案したんだが、あらゆる面からの熟慮により、また母上も強く望んだことから、僕は「はい」と回答した。僕がまったく予想していなかったこの招聘状がほんとうに届くかどうか、もちろんいまは非常に不確実だ。もしもそれが実現すれば、僕は最終的な職位に就くことになり、そのあと非常に自由な立場で、いつかベルリンその他の〔有力大学の〕職務がみつかるのを待つことができるが、もちろんそれがみつかるにしても何年も先のことだ。フライブルクはとてもすてきな都市で、暗いシュヴァルツヴァルトの山々を思いえがくと、熱くなって勇気が湧いてくる。親類縁者たちはみなこの近くに住んでいて、くらしは最高に快適で、君が非常に快適に感じることだろうと確信している。とくに言うべきは、僕たちがフライブルクに行くとすると、君がもうすぐ目にするベルリンにおける滞在は、非常に限られた機会のみになるということだ。もちろんまったく新しい領

域〔=経済学領域〕における仕事はとてつもなく大きなものになるが、そうなったときには仕事ができるだろうし、また喜びをもって仕事ができるだろう。しかしさしあたりこれらすべてはいまのところ捕らぬ魚だ。僕はすぐ決断することを迫られた。愛しい人よ、君がこの突発事によって気分を害しているかどうか、書き送っておくれ。今度もまた、前もって君に相談することができなかつたので、僕は困惑したんだ。

今野は、この記述を捉えて、ヴェーバーがフライブルクに移ってからベルリンに戻ってくることを期待していたと決めつけているが、この書簡の趣旨はまったく逆である。この記述から、婚約者マリアンネが、ベルリンでの新婚生活に大きな期待を抱いていることがわかる。書簡中で二カ所「ベルリン」という地名に言及されているのは、いずれも彼女の意向を忖度した文脈においてであって、ベルリンに惹かれているのはヴェーバーではなく婚約者である。ヴェーバーは、フライブルク側から至急回答することを求められ、彼女に相談することなくフライブルク赴任を決断したため、それによって彼女を失望させたのではないかと心配しているであり、ヴェーバー自身がベルリンに未練を抱いているのではない。今後ベルリン滞在は「非常に限られた機会のみになる (nur sehr beschränkt der Fall wäre)」ことを彼がとくに強調しているのは、〈僕たちはフライブルクで新婚生活を始めるので、ベルリンには、住むのではなく旅行によって来訪するだけになるんだが、それでいいかい〉と彼女に念押しするためである。この書簡もまた、ヴェーバーがベルリンを見限ったことを明示している。

またヴェーバーは、自分たちの将来を、ベルリンだけに限定して描いているのではなく、「ベルリンその他 (in Berlin oder sonstwo)」なんらかの職位 (etwas) をみつけるかもしれないと述べている。この「ベルリンその他」の職位の意味するところが、フライブルク大学よりも大きな大学の正教授ポストなのか、フライブルクよりも大きな都市にある大学の正教授ポストなのかはいくらか微妙である。ひとつ手がかりとなりそうなのは、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の執筆のために必要とした古文獻 (とくに英書) の入手法に言及された次の注記である (MWGI/9: 246)。

ドイツの図書館は購入経費がまったく不十分なので、「田舎」〔ハイデルベルクを指す〕では、最重要の史料集・研究書を、ベルリンから、あるいは他の地域の大学図書館から、ほんの数週間にかぎって現物貸借によって利用できるのみということになる。

ヴェーバーは、「ベルリンその他」の利点として、貴重な史料を所蔵する公文書館、大きな大学図書館、そして大学以外にも充実した図書館があることを認識している。したがって、当該書簡で言及されている「ベルリンその他」は、たんにベルリン大学や他の大都市の大学のみを指すのではなく、自分の研究活動にとって有利な土地一般を指していると解するのが自然で

ある。こうしたことは、当該の婚約者宛書簡を読む者が容易に看取できるはずだが、今野は、この書簡の趣旨を読みちがえ、さらに「ベルリンその他」をベルリン大学単体のみ強引に引きよせるという歪曲を加えたうえで、ヴェーバーがフライブルクに移ろうとしながらベルリン大学への復帰を画策しているかのような虚妄をつくりあげてしまった。

今野の臆断に反して、ヴェーバーは、この書簡を書いた翌月、バーデン側が自分を招聘することが確実だと判断し、フライブルクで賃貸物件を押さえ、ベルリンではなくドイツの「(西)南部」にある(つまりフライブルク方面の)商業拠点(フランクフルト、マインツ、カールスルーエ、シュトゥットガルト)で家具等を購入しようとしている(1893年7月15日付妹クララ宛書簡, 7月17日付マリアンネ宛書簡, MWGII/2: 430-433)。一刻も早くベルリンを去り、アルトホフの支配から逃れ、新婚生活をフライブルクで始めるつもりだったことが明白である。しかしこれがアルトホフの「介入」によって(いったん)阻まれるのである。

②罪の意識を抱いているのはヴェーバーではなくアルトホフである

今野には——ザクセと同様——、アルトホフの書簡記述にたいしてなんらかの資料批判をおこなった形跡がなく、彼は、アルトホフの発言をそのまま鵜呑みにし、それを事実と同一視している。そのため、事態の紛糾の原因が、虚言流布をはじめとするアルトホフの異常な言動にあることを認識できず、逆に、なにかヴェーバーの言動が異常であるかのような妄想に陥っている。そしてヴェーバーによる1911年の説明が、1893年8月5日の出来事と合わないかのように断じ、そこから、ヴェーバーが、アルトホフにたいしてなにか「罪の意識」を抱いているかのような妄想をも膨らませている(今野元 2020: 130~131頁, 47頁)。

ヴェーバー夫妻の説明がじつは史料と合致していることはすでに論証した(本稿(2): 29~34頁)。8月5日付確認書兼暴露書簡(抗議状)を読んだアルトホフはうろたえ、こっそり書きいれていた他大学招聘拒否命令を、8月6日付(偽装)書簡において撤回せざるをえなかった。このことから、今野の妄想とはまったく逆に、アルトホフのほうが罪の意識を抱いていることが明らかである。この紛糾は、アルトホフによって意図的に仕組まれており、アルンスベルガーとフライブルク大学とヴェーバーは、一貫して被害者の立場にある。したがって、ヴェーバーがアルトホフにたいして「罪の意識」を抱くことなどありえない。実際、アルトホフにたいするヴェーバーの不快感が増幅していくことは、本稿でみてきた通りである。

1893年7月のフライブルク大学哲学部の意思表明を受けて、当時私講師だった——つまりプロイセン政府に雇用されていなかった——ヴェーバーは、別段アルトホフの手を煩わす必要もなく、1893年秋にフライブルクに赴くことができたはずである。ところが、アルトホフが、虚言を弄して、バーデン政府に正式招聘させないよう画策したため、これは叶わなかった。また、1893年末頃までにバーデン政府がヴェーバー招聘の意向を正式に表明したのを受けて、アルトホフがただちに割愛手続をとっていたならば、ヴェーバーは1894年春にフライブルク

に赴くことができたはずである。ところが、アルトホフが、ラーバントの処遇をめぐってベルリン大学法学部との駆け引きを繰り返し、ラーバントの招聘条件を確定させるのに手間取ったため、これも叶わなかった。ようやくアルトホフがヴェーバーの割愛を認めたのは1894年3月末であり、もう4月着任は無理だったから、フライブルク行きは1894年秋まで先送りにされた。こうした一連の遅延は、ひとえにアルトホフの介入によって生じたものであり、責任はすべてアルトホフにある。

③複数大学から提示された条件の比較考量は正当である

ヴェーバーが「罪の意識」を抱いていたとする今野の妄想において奇怪なのは、二つの大学から条件を提示されたヴェーバーが、どちらにするか思案しているのを、今野が罪悪視していることである。今野は、二股をかけて「最大限の利益を引き出したのはヴェーバーの方であり、そのヴェーバー獲得のためにベルリンとカールスルーエとの間に応酬があったとしても、彼がそれを非難できる立場にはあるまい」とまで極言している(今野元 2020: 131頁)。複数大学からの条件提示を比較考量するのは当然であり、ヴェーバーがフライブルクに決めたのも当然であり、アルトホフの妨害を退けるのもまた当然である。今野がなぜヴェーバーのこうした一連の言動を咎めるのか、理由は不明である。しかも、ヴェーバーが二つの大学について検討していたのは短い期間にすぎず、1893年6月にはフライブルク移籍を決め、そのさいいっさい条件を出さなかった。つまり、今野の妄想に反して、ヴェーバーは、「最大限の利益」を引きだそうと画策しておらず、現に最大限の利益を引きだしてもいないのである。この付帯事情について、以下に確認しておこう。

第一に、既述のように、学内昇任禁止慣行が一般化したため、諸邦国の文部官僚たちは、他の邦国にも足を運び、優秀な教員の引き抜きを図っている。ところが、その一方で、この当時の多くの大学には年功昇給制度がなかったため、正教授たちは、ひとつの大学に勤務しつづけると自分の年俵を上げることができないという大きな問題を抱えていた。そこで彼らは、他大学から就任依頼があると、どれだけ年俵を上げることができるのかを交渉し、その条件で満足できれば移籍し、折り合いがつかずに就任を拒否する場合も、交渉時に提示された条件を勤務中の大学に告げ、残留する勤務校において特別昇給を獲得するという手段を執った。この交渉は、制度上の不備に対抗して昇給を実現するための正当な手段であって、非難されるいわれはない。当時においてもとりたてて非難されておらず⁽⁶²⁾、筆者の知るかぎり、こうした交渉そのものを罪悪視しているのは、この当時から現在にいたるまで、今野ただひとりだけである。

第二に、こうした交渉は、現に正教授等の員内職位に就いて勤務中の者が、他大学へ移籍しようとするケースでのみ可能なのであって、私講師や員外准教授は、招聘時に、就任後の待遇や研究条件について、その大学を管轄する文部行政担当省と交渉する余地がきわめて小さい。気鋭の私講師や員外准教授にたいしては、いくつもの大学から勧誘があるものだが、着任時

に、彼らの多くは、決められた初任給で雇用されざるをえないのである。

たとえば、A大学の正教授を引きぬいて、B大学の正教授に迎えようとする場合、B大学の年俸額が、A大学で得ていたそれよりも低くなることは明らかにおかしいが、A大学とB大学とが別の邦国の管轄である場合、両国の官吏俸給規程が異なっているので、こうした問題が生じることがある。この場合、B大学を管轄する邦国の文部行政担当省が、前任校であるA大学を上回る年俸を特別に設定することになる。これにたいして、A大学に勤務している私講師や員外准教授をB大学の員内職位に就ける場合、そもそもA大学における年俸額がゼロだったので、特別な年俸設定の対象にならない。注15(本稿(1):62頁)に記したザロモン・レフマンの場合、員外身分でハイデルベルク大学に35年間精勤したにもかかわらず、員内嘱託教授に就任した当初の年俸は、最低限の生活可能水準をはるかに下回っていた。このことから、バーデンでは、教員を正教授他の員内職位に就ける場合、その教員の国務勤務歴(官吏としての勤務歴)のみが俸給(および年金)の査定対象となっており、私講師や員外准教授としての勤務歴は査定対象とならないことがわかる。

ヴェーバーが、1893/94年冬学期にフライブルク大学に赴任しようとしたとき、彼は私講師だったので、バーデン政府とのあいだで交渉の余地はなかった。一年後の1894/95年冬学期にフライブルクへの移籍が実現するが、このとき彼はベルリン大学法学部員内准教授として一年間勤務した後であった。員内准教授としての勤務歴は国務勤務歴だが、この一年間の勤務歴が、フライブルクにおける彼の初任給に反映されたか否かは確認できていない。反映されたとしても微々たるものである。その理由を説明しよう。

この当時、バーデンにおいてもプロイセンにおいても、勤続年数による昇給が制度化されていなかった。プロイセンで年功昇給が制度化されるのは1897年の制度改定時であり、バーデンではそれよりも十年ほど遅れた模様である⁽⁶³⁾。プロイセンの同年の規程と、他の邦国およびオーストリアにおける規程をみると、昇給に必要とされる勤続年数は2~5年(毎)であり、昇給される額は、正教授勤続4年で400マルク(プロイセン、ヘッセン)、正教授勤続5年で180~360マルク(バイエルン)、正教授勤続3年で500マルク(ヴェルテンベルク)等となっている(Elster 1897: 214, Biermer 1903: 20, 27, 51, 98)。一年あたりに換算すると100マルク前後である。したがって、かりにヴェーバーの員内准教授勤務歴がフライブルクの年俸に反映されたとしても、せいぜい100マルク程度にすぎない。

このように、員内准教授として一年勤務したことが大きくプラスに働いた可能性は非常に低く、むしろ、アルトホフによる就職妨害工作によってフライブルク赴任が一年遅れたので、ヴェーバーが正教授としての勤務歴を一年分損したことのほうが大きな問題である。

第三に、ヴェーバーの場合に重要なのは、ベルリンかフライブルクかという問題は、彼にとって、待遇の改善を求めるという性質の問題ではなかったことである。彼は、法学畑に留まるのか経済学者へと転身するのか、アルトホフ体制の元に甘んじるのか自由を求めるのかという

選択肢を設定して思案し、決断したのであり、本稿ですでに点検したヴェーバーのどの書簡をみても、このことははっきりしている。

ヴェーバーは、ベルリンを引き合いに出してバーデン側に待遇の向上を求めるという言動も、逆にバーデンを引き合いに出してベルリン側に待遇の向上を求めるという言動もまったくとっていない。それどころか、1893年7月29日に彼が発した電報において、バーデン側が正式な就任要請を出せば、自分は条件を問わずただちに承諾・赴任すると明言している (MWGII/2: 447 f., 本稿 (2) : 57~58 頁)。この電報はフライブルク大学哲学部教授会で周知されており、アルンスペルガーも当然その内容を知っている。ヴェーバーがベルリンとフライブルクとの二股状況をつくっていないことを、バーデン側は十分承知しているのである。

今野の誤認事案を点検して痛感するのは、十九世紀末におけるドイツの大学事情やアルトホフが常用する悪辣な手口を知らないと、無自覚のうちに、ひどく的外れなヴェーバー「批判」や、アルトホフにたいする迎合的「評価」に陥ってしまうことである⁽⁶⁴⁾。そこで、当時の大学教員の待遇をめぐる諸事情がどうであったのか、またベルリン大学やフライブルク大学がどのような位置にあったのか、さらに、アルトホフがこの問題をどう扱っているのかについて、以下に——本稿に必要なごく限られた範囲内ではあるが——みていくことにする。

V-2 アルトホフ支配下における大学教員の待遇

正教授・員内准教授の年俸と初任給

バーデン政府がヴェーバーに支給した初任給 (1894年秋の初任時年俸) は4000マルクである。ドイツ諸大学の正教授年俸を勘案したとき、この金額がどの程度のものなのかを検討しよう。

1897年の時点で、プロイセン諸大学における正教授・員内准教授の平均年俸額は以下の通りである。

表5 プロイセン諸大学の平均年俸額 (1897年)

| 大学名 | 正教授の年俸 (マルク) | 員内准教授の 年俸 (マルク) | 備考 |
|-------------------------------|-----------------|--------------------|----------|
| ベルリン | 6000 | 3000 | |
| ボン、ブレスラウ、ゲッティンゲン、ハッレ、ケーニヒスベルク | 5100 | 2550 | 5大学の平均額 |
| グライフスヴァルト、キール、マールブルク、ミュンスター | 4800 | 2400 | 4大学の平均額 |
| ブラウンスベルク | 4000 | - | 員内准教授は不在 |

典拠：Elster 1897: 194.

初任給については、マグヌス・ビエルマーによる1903年の調査が貴重な資料を提供しているが、調査依頼に回答しなかった大学があり、またバーデン（ハイデルベルク大学とフライブルク大学）をはじめとして、初任給が明文化されていないケースもある。ビエルマーによって確認されたのが以下の諸大学である。

表6 諸大学の初任給額

| 大学名または邦国名 | 正教授の初任給 (マルク) | 員内准教授の初 任給 (マルク) | 備考 |
|---------------------|------------------|---------------------|-----------------|
| ベルリン | 4800 | 2400 | 1897年の規程による |
| プロイセン王国 (ベルリン以外) | 4000 | 2000 | 1897年の規程による |
| バイエルン王国 | 4560 | 3180 | 1892年の規程による |
| ギーセン | 4500 | 2500 | 1903年の時点 |
| ロストック | 4200 | 2400 | 1903年の時点 |
| テュービンゲン | 4000 | 2400 | 1903年の時点 |
| ヴィーン | 7480 | 3910 | 1903年の時点、マルクに換算 |
| ブラハ、グラーツ、クラカウ、レムベルク | 6256 | 3434 | 1903年の時点、マルクに換算 |
| インスブルック、ツェルノヴィッツ | 6120 | 3315 | 1903年の時点、マルクに換算 |

典拠：Biermer 1903: 7, 20, 27, 49, 51, 99. オーストリア諸大学の初任給のマルク換算はビエルマーによる。

ここに掲げた初任給額一覧から判明するのは、ベルリン以外のプロイセンにおける大学教員の待遇が最低であること、とりわけ員内准教授の多数を占めている若手教員の待遇が低劣であることである。フランツ・オイレンブルクは、ビエルマーの調査結果をもとに、ドイツ諸大学の員内准教授の生涯年俸額を計算し、ベルリン以外のプロイセン諸大学の待遇が、他の邦国よりも低劣であることを特記し、問題視している (Eulenburg 1908: 129)。

正教授の初任給は、ベルリン以外のプロイセン諸大学およびテュービンゲン大学が4000マルクで、これが独逸諸大学中最低である。メクレンブルク・シュヴェリーン (ロストック) とヘッセン (ギーセン⁽⁶⁵⁾) は、ベルリン以外のプロイセンをいくらか上回る。ドイツのなかでは (邦国全体としては) バイエルンの待遇が最高だが、プロイセンのなかで別格とされているベルリン大学ですら、オーストリアには遠く及ばない (表6)。

プロイセン諸大学にかんして、ビエルマーは、各学部に勤務する正教授の年俸額を調査し、その最低額を明らかにしている (1903年の時点)。

ベルリン大学神学部・法学部の正教授の最低年俸額は6000マルクである (表7)。この金額は、1897年春にヴェーバーがハイデルベルク大学に着任したときの年俸額と同額である。バーデンにおいて、ハイデルベルク大学とフライブルク大学との位置づけには明確な差が設けられており、バーデン大公自身を名誉学長に戴くハイデルベルク大学は、各地から実力ある教授たちを招くことに尽力している。したがって——ある程度まで——ベルリン大学とハイデル

表7 プロイセン諸大学勤務者の最低年俸額 (1903年)

| 大学名 | 神学部正教授の 最低年俸 (マルク) | 法学部正教授の 最低年俸 (マルク) | 医学部正教授の 最低年俸 (マルク) | 哲学部正教授の 最低年俸 (マルク) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ケーニヒスベルク | 4400 | 4000 | 3600 | 3000 |
| ベルリン | 6000 | 6000 | 2400 | 3200 |
| グライフスヴァルト | 5000 | 4000 | 2000 | 2000 |
| ブレスラウ | 4400 | 5500 | 3700 | 3200 |
| ハッレ | 5200 | 4000 | 4000 | 1500 |
| キール | 4400 | 4400 | 3000 | 4000 |
| ゲッティンゲン | 5100 | 4800 | 3000 | 1200 |
| マールブルク | 4400 | 4000 | 3000 | 3000 |
| ボン | 4400 | 4000 | 3600 | 1500 |
| ミュンスター | 4000 | 4000 | - | 2000 |

典拠：Biermer 1903: 59.

ベルク大学とは教授招聘時の年俸額を競いあっている。しかしこの二つの大学にかんして注意すべきは、いずれもキャリアを積んだ実力者を招いているために着任時の年俸査定が比較的に高くなっていることである。つまり、この二つの大学の正教授たちは、他の大学の平均よりも国務勤務歴が長く、その分年俸の実額が高くなっているのである。

アルトホフによる年俸削減工作

ビエルマーの調査当時、すでに1897年のプロイセンの統一規程整備によって、正教授の初任給は、ベルリン大学が4800マルク、ベルリン以外の諸大学が4000マルクに決定しているが、各大学の医学部と哲学部に、規程上のこの初任給額をはるかに下回る異常な低年俸のケースがみられる(表7)。そればかりか、すくなくとも35人の正教授と138人の員内准教授にはまったく俸給が支払われていない。教授ポストの職務を副業的に執りおこなう教授が相当数存在し、また経費削減の事由による不正な操作が横行しており、14の正教授ポストの職務が員内准教授や員内嘱託教授によって遂行され、10人の正教授は、正教授としての俸給から除外される特例として扱われている。俸給を不当に減額され⁽⁶⁶⁾、あるいは員内准教授や員内嘱託教授の待遇で正教授の職務を押しつけられているのが、こうした異常な低年俸教員の実態である。おそらく、医学部の場合、勤務医や開業医に正教授の職務を委嘱しているケースが、哲学部の場合、文筆家等に正教授を兼任させているケースが存在するのであろう。ビエルマーは、こうした「プロイセンの大学行政のきわめて大きな暗い側面 (ihre sehr großen Schattenseiten)」を厳しく指弾している⁽⁶⁷⁾ (Biermer 1903: 57-59)。アルトホフは、みずからが作成・提案した規程すら守らないのであり、この事実もまたアルトホフ体制の問題性を浮き彫

りにしている。

ビエルマーは、プロイセン諸大学の全正教授の年俸を調べ、492人の正教授のうち96人(19.5%)の年俸額が「わずか4000マルクまたはそれ未満」であり、しかもベルリンを除く地方大学に絞ると、この水準の者が414人中94人(22.7%)にも上ることを指摘している⁽⁶⁸⁾ (ebd.: 70)。彼が用いているこの「わずか(nur)」という表現から、4000マルクという年俸額がいかに低いものであるかを窺い知ることができる。アルトホフに近い立場をとっているエルスターでさえ、プロイセン諸大学の年俸額が低すぎ、それはまだ「生計を立てることができるだけの給付(auskömmliche Besoldung)」の水準にすら達していなかったのも、他国(他の邦国)の大学への教員流出が生じていたことを問題視している⁽⁶⁹⁾ (Elster 1897: 212)。4000マルクというのは、ドイツ諸大学における大学教員の低劣な待遇を露呈する金額にはかならない。

ドイツ諸大学中のフライブルク大学の位置

ドイツ諸大学のなかにあつて、フライブルク大学がどのような位置を占めていたのかを知るには、教員たちの移籍歴を点検するのが、目安として有効である。フライブルク大学に勤務した経歴を有する教員のうち、ヴェーバーに近い年齢の4人を挙げてみよう。

歴史学者ゲオルク・フォン・ペロウ(1858年生)は、正教授として、ミュンスター(1891年)、マールブルク(1897年)、テュービンゲン(1901年)を経て、1905年にフライブルクに移籍する。

哲学者ハインリヒ・リッケルト(1863年生)は、1896年にロストック大学への招聘を拒否し、フライブルク大学正教授に就任する。その後1915年にハイデルベルク大学に移っている。

経済学者カール・ヨハネス・フックス(1865年生)は、正教授として、グライフスヴァルト(1893年)を経て、1897年に、ヴェーバーの後任としてフライブルク大学に移籍する。その後1908年にテュービンゲン大学に移っている。

歴史学者フェーリクス・ラッハフェール(1867年生)は、正教授として、ケーニヒスベルク(1903年)、ギーセン(1907年)を経て、1914年にフライブルク大学に移籍する。

もちろん、移籍にさいしてはさまざまな事情が働くので、年俸をはじめとする待遇だけが移籍理由でないのだが、すくなくとも、ベルリンを除くプロイセン、ヴェルテンベルク(テュービンゲン)、メクレンブルク・シュヴェリーン(ロストック)、ヘッセン(ギーセン)の諸大学にくらべて、フライブルクの待遇がいちじるしく劣っていたとは考えにくい。テュービンゲンから来たペロウと、逆にテュービンゲンへと去ったフックスのケースを勘案すると、フライブルク大学とテュービンゲン大学とは競いあう関係にあったと考えられる。

山崎博敏は、ハンス=ハインツ・オイルナーの調査にもとづいて、医学部教授の大学間移動

状況を分析しており、これによると、第二帝政期におけるフライブルク大学医学部の威信係数(転入教授数を転出教授数で割った数値)は1.71で、テュービンゲン大学医学部の1.00を上回っている(山崎博敏 1981: 115頁)。このことから、この当時、フライブルク大学の待遇は、テュービンゲンと同等以上だったとみられる。

ビエルマーによる調査時において、テュービンゲン大学の員内准教授初任給は2400マルク、正教授初任給は4000マルクである。1893年の時点で、フライブルク大学の員内准教授初任給が2300マルクだったから(既出のシュルツェ=ゲファーニッツの員内准教授初任給額)、これに対応するフライブルクの正教授初任給は4000マルク前後だったとみてほぼまちがない。1893年においても1894年においても、アルンスペルガーはヴェーバーの初任給を4000マルク前後と見積もっていた可能性が高く、ヴェーバーは、この独逸諸大学中最低ランクの初任給をもって、その正教授としてのキャリアを開始したのである。

また、注56に記しておいたように、1893/94年冬学期と1894年夏学期においてヴェーバーが得た聴講料はかなりの高額に達したが、それは、アルトホフ支配下で教員数が抑制されている状況に呻吟していたベルリン大学の正教授たちが、みずからの負担を軽減するために、彼に多くの科目を押しつけたからであって、これは彼が望んだ事態ではない。さらに付言すると、多くの科目を担当するために、教育用書籍の購入などの出費も高んだと推察される。したがって、ヴェーバーが、この一年間にベルリンとフライブルクとの二股状況を維持して「最大限の利益を引き出した」という今野の珍説はまったく成り立たない。

(未完)

〔注〕

- 52) カールはグナイストの後任である(Heymann 1910: 52)。なお、本稿中にしめす大学教授たちの経歴は、主として *Neue Deutsche Biographie* や *Deutsche Biographische Enzyklopädie* などの人物事典類に依拠している。煩雑になるのを避けるため、以下適宜引用元指示を省略する。
- 53) アーロンスの経歴については、ヤストロウ、フーバー、杉浦忠夫の研究および人物事典類を参照した(Jastrow 1896, Huber 1969/94, 杉浦忠夫 1991)。彼の経歴記述にかんしては、やはり煩雑になるのを避けるため、以下適宜引用元指示を省略する。
- 54) たとえばハイデルベルク大学の哲学教授だったエルンスト・ホフマンは、社会民主党に近い政治性をもっていたことを咎められ、1935年に正教授の職位を剥奪された(1935年8月17日付帝国文部大臣指示書, UAH/PA 451)。またエードゥアルト・バウムガルテンは、ハイデガーの密告状等によって、ゲッティンゲン大学における教授資格取得を妨害され、1937年によく講師として認められるが、それはナチ党入党と引き換えであった(Farias 1989: 282-286)。
- 55) ブルンナー、ギールケ、コーラーは、プロイセンの財務官僚エーミール・ブルヒャルト(1836-1901)の助力を得て、商法関連の科目を切りまわしている(VVB 各学期)。
- 56) ベルリン大学における員内准教授勤務2学期間(一年間)のヴェーバーの総収入は7000マルクを超えた。一方、フライブルクにおける彼の最初の一年間の聴講料収入は2290マルクと見積もられている(MWGII/2: 8 f.)。この金額の落差は、ベルリン大学法学部における各教員の任務負担の異常な重さに由来するとみるのが至当である。

- 57) マリアンネが、夫の青年時代の書簡群を公刊しようと考えはじめたのは、1929年のことである (Weber, Marianne 1948: 173)。前年に公刊されたザクセの本を読んだ彼女が、これにたいする反批判のためにこの書簡群の公刊を意図していたことは明らかである。
- 58) 実際、彼女は、かつて伝記執筆中に、この問題にかんする夫の資料を閲覧すべく、バーデンの公文書館に申請していた (1925年3月4日付申請書, GLA 235/2643: Nr.202)
- 59) 1936年10月6日付エルゼ・ヤッフエ宛書簡において、マリアンネは、『青年時代の書簡』がすでに店頭に並んでいることを記している (N/1197)。
- 60) その後、上山の考証を受けて、潮木守一が、ヴェーバーとアルトホフを時代状況のなかに位置づける試みをおこなっている (潮木守一 1985)。
- 61) この書簡を英訳したアーサー・ミッツマンも、「跳躍板」というのは、アルトホフが「ヴェーバーのフライブルクにおけるチャンスを潰そうとして」流した作り話であることを正確に伝えている (Mitzman 1971: 111 f.)。ただし、ミッツマンの記述には (他の箇所) 誤認も散見されるので注意が必要である。
- 62) ただし、度の過ぎた交渉にたいしてはヴェーバー自身が批判している (MWGII/3: 734 f.)。この書簡は拙著中に訳出しておいた (野崎敏郎 2011: 168~169 頁)。
- 63) 1880年にギーセン大学に着任したヴィルヘルム・ブラウネ (言語学者, 着任当時 30 歳) は、3 年後に昇給をみているが、1888年にハイデルベルク大学に移ってからは、じつに 20 年間本給の昇給がなかった (住居手当の増額を除く)。1908年以降になると、3~4年の間隔で 300~400 マルクずつ本給が引きあげられているから、バーデンで正教授の年功昇給が制度化されたのは 1908 年頃だと推定される (GLA 235/1830, Standes-Liste)。
- 64) こうした史料研究方法上の基本問題については、次回まとめて考察する予定である。
- 65) 注 63 に記したブラウネの初任給 (1880 年) が 4500 マルクである (GLA 235/1830, Standes-Liste)。したがって、ギーセンの初任給はすくなくとも 23 年間据えおかれている。
- 66) 既述のように、規程改定以前の 1893 年においても、員内准教授に就任する予定のヴェーバーの年俸をアルトホフが削減しようとした形跡がある (本稿 (2) : 34 頁)。
- 67) ビエルマーは、グライフスヴァルトとミュンスターにおける勤務を経て、1900年にギーセンに移っている。したがって、プロイセン諸大学の実情に通じているとともに、アルトホフが支配するプロイセンの外 (ヘッセン) に出たため、こうしたプロイセンの内情暴露とアルトホフ体制批判とが可能であった。筆者の知るかぎり、公刊物においてアルトホフ体制を真正面から批判したのはビエルマーが最初である。
- 68) ビエルマーの表の人数に一部誤記があるので、訂正のうえ再計算した。
- 69) プレスラウ大学正教授であったエルスターは、この論稿を公表する前後 (1897 年) に、プロイセン文部省大学・高等教育局の官僚へと転じ、アルトホフとともに働くことになる。

[未公開史料]

GLA 235/1830: Ministerium des Kultus und Unterrichts. Universität Heidelberg. Diener Braune Dr. Wilhelm aus Großthiemig, Preuss. Prov. Sachsen. Generallandesarchiv Karlsruhe

GLA 235/2643: Grossherzogthum Baden. Ministerium des Kultus und Unterrichts. Universität Heidelberg. Diener Dr. Weber Karl Emil Maximilian. Generallandesarchiv Karlsruhe

GLA 235/2686: Ministerium des Kultus und Unterrichts. Techn. Hochschule. Diener. Zwiedineck Edler von Südenhorst, Dr. jur., Otto Hellmut Wilhelm. Generallandesarchiv Karlsruhe

GLA 235/4236: Republik Baden. Ministerium des Kultus und Unterrichts. Polytechnische Schule. Dienste. Die Lehrstelle für Volkswirtschaft für die Assistentenstelle am staatswiss. Institut an der polytechnischen Schule, 1864/1922, Teil 1. Generallandesarchiv Karlsruhe

- GLA 235/43005: Badische Universität Freiburg. Generalia. Dienste. Rechts- u. staatswiss. Fakultät. Die Besetzung der Lehrstühle der Nationalökonomie, Finanzwissenschaft und Volkswirtschaftslehre sowie die Direktion des Kameralistischen Seminars betr. Teil II Jahr 1870-1937. Generallandesarchiv Karlsruhe
- GLA 448 / 2376 : Technische Hochschule Karlsruhe. Berufungen. Unterricht. Besetzung des Lehrstuhls für Volkswirtschaftslehre. Generallandesarchiv Karlsruhe
- GStAPK/FA-1005: VI. Hauptabteilung, Nachlaß Friedrich Althoff, Nr. 1005. Geheimes Staatsarchiv preußischer Kulturbesitz
- GStAPK/VI.GS-112: VI. Hauptabteilung. Nachlaß Gustav Schmoller, Nr. 112. Geheimes Staatsarchiv preußischer Kulturbesitz
- N/1197. Nachlaß Alfred Weber. Nr. 50. Briefe Marianne Webers an Else Jaffé, 1921-1936. Bundesarchiv Koblenz
- UAH/PA 451: Philosophische Fakultät. Personalakten, Hoffmann, Ernst. 1935-1954. Universitätsarchiv Heidelberg

〔文献〕

- Biermer, M. 1903: *Die Rechtsverhältnisse der deutschen Universitätsprofessoren*. Gießen: v. Münchow
- Biesenbach, F. 1969: *Die Entwicklung der Nationalökonomie an der Universität Freiburg i. Br. 1768-1896; Eine dogmengeschichtliche Analyse*. Freiburg i. Br.: E. Albert
- Elster, L. 1897: Die Behälter der Universitäts-Professoren und die Vorlesungshonorare unter Berücksichtigung in Preussen und Oesterreich. *Jahrbüchern für Nationalökonomie und Statistik*, III. Folge, Bd. 13. Jena: G. Fischer
- Eulenburg, F. 1908: *Der akademische Nachwuchs; Eine Untersuchung über die Lage und die Aufgaben der Extraordinarien und Privatdozenten*. Leipzig: B. G. Teubner
- Farias, V. 1989: *Heidegger und der Nationalsozialismus*. Frankfurt a.M.: S. Fischer
- Heymann, E. 1910: Hundert Jahre Berliner Juristenfakultät; Ein Gedenkblatt. O. Liebmann (Hrsg.), *Die Juristische Fakultät der Universität Berlin*. Berlin: O. Liebmann
- Hinschius, P. 1895: Die Disciplin über die Privatdozenten an den preußischen Universitäten. *Centralblatt für die gesammte Unterrichts-Verwaltung in Preußen*, Bd. 37, H. 11
- Huber, E. R. 1969/94: *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. IV. Struktur und Krisen des Kaiserreichs*, 2. Aufl. Stuttgart u.a.: W. Kohlhammer
- Jastrow, J. 1896: *Die Stellung der Privatdozenten*. Berlin: Rosenbaum & Hart
- Laband, P. 1980: *Opuscula juridica, Bd. 1. Abhandlungen, Beiträge, Reden und Rezensionen, T. 1. Lebenserinnerungen, Abhandlungen, Beiträge und Reden (1866-1918)*. Zentralantiquariat der DDR
- LB 1: Weber, Marianne 1926: *Max Weber; Ein Lebensbild*, 1. Aufl. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)
- LB 2: Weber, Marianne 1926/50: *Max Weber; Ein Lebensbild*, 2. Aufl. Heidelberg: Schneider
- Mitzman, A. 1971: *The Iron Cage; An Historical Interpretation of Max Weber*. New York: Grosset & Dunlap
- MWGI/9: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 9. Asketischer Protestantismus und Kapitalismus; Schriften und Reden, 1904-1911*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2014
- MWGI/13: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 13. Hochschulwesen und Wissenschaftspolitik. Schriften und Reden 1895-1920*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2016

- MWGH/2: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. II, Bd. 2. Briefe 1887-1894*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2017
- MWGH/3: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. II, Bd. 3. Briefe 1895-1902*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 2015
- Sachse, A. 1928: *Friedrich Althoff und sein Werk*. Berlin: Mittler
- Verhandlungen II: Verhandlungen des II. Deutschen Hochschullehrtages zu Jena im September 1908. *Beilage der Münchner Neuesten Nachrichten*, Jg. 1908, Nr. 146. 18. Dez., 1908
- VVB: *Verzeichnis der Vorlesungen*. Königliche Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin
- Weber, Marianne (Hrsg.) 1936: *Max Weber Jugendbriefe*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)
- Weber, Marianne 1948: *Lebenserinnerungen*. Bremen: Johs. Storm
- Ziegler, Th. 1910: *Die geistigen und sozialen Strömungen Deutschlands im neunzehnten Jahrhundert*, 3., umgearb. Aufl. Berlin: G. Bondi
- 上山安敏 1968 「ドイツ第二帝政の権力構造——とくに社会史的視角からの寄与—— (1~5)」京都大学『法学論叢』83(1), 83(2), 83(4), 83(5), 84(2)
- 上山安敏 1978 『ヴェーバーとその社会——知識社会と権力——』ミネルヴァ書房
- 上山安敏他編 1979 『ヴェーバーの大学論』木鐸社
- 潮木守一 1985 「プロイセン文部官僚と教授達——アルトホーフ体制の現代的意味——」広島大学大学教育研究センター『大学論集』14 (のち加筆のうえ潮木『ドイツの大学——文化史的考察——』(講談社, 1992年刊)に収録)
- 今野元 2007 『マックス・ヴェーバー——ある西欧派ドイツ・ナショナリストの生涯——』東京大学出版会
- 今野元 2020 『マックス・ヴェーバー——主体的人間の悲喜劇——』岩波書店
- 杉浦忠夫 1991 「アーロンス事件——ヴィルヘルム時代のベルリン大学人事紛争—— (1・2)」『明治大学人文科学研究紀要』29, 『明治大学教養論集』233
- 野崎敏郎 2011 『大学人ヴェーバーの軌跡——闘う社会学者——』晃洋書房
- 野崎敏郎 2016 『ヴェーバー『職業としての学問』の研究 (完全版)』晃洋書房
- 野崎敏郎 2016- 『「闘争する人格」と大学問題——『職業としての学問』をいかに読むか—— (1~5)』『佛教大学社会学部論集』63, 64, 65, 67, 69 (未完結)
- 山崎博敏 1981 「ドイツ語圏における大学の階層構造と学者の移動——18世紀末以降の医学の場合——」広島大学大学教育研究センター『大学論集』10

〔付記〕

本稿は、令和3~5年度科学研究費(基盤研究(B), 課題番号21H00783)による研究成果の一部である。

(のざき としろう 公共政策学科)
2021年11月15日受理